

報道関係者各位

令和8年6月9日（火）

【照会先】

山口労働局労働基準部健康安全課

課長 岩村 千央

安全専門官 刀根 基昭

電話（083）995-0373

## 山口県の令和7年労働災害発生状況等について

～令和7年の休業4日以上死傷者数は過去10年で最多～

山口労働局（局長：鈴木 輝美）は、山口県内における令和7年の労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。

令和8年度は、「山口労働局第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）」の後半に入ります。

山口労働局第14次労働災害防止計画では、令和4年比で死亡者数を9%以上、休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）を5%以上減少させることを目標としています。特に、60歳以上の高齢労働者の労働災害や転倒災害等の作業行動に起因する労働災害の防止等を重点として、労働災害防止対策の推進に一層取り組んでまいります。

### 令和7年労働災害発生状況等のポイント

- 1 令和7年労働災害発生状況【資料1】
  - 県内の労働災害による死亡者数は10人（前年比1人増）。  
製造業（前年同数）と建設業（前年比1人減）が最も多く2人。  
事故の型別では、「おぼれ」が最も多く3人（前年比3人増）。
  - 休業4日以上死傷者数は1,428人（前年比68人増）。  
業種別では多い順に、製造業（321人）、小売業（203人）、建設業（194人）と続く。  
60歳以上の高齢労働者の死傷者数は485人であり、全体の約1/3を占める。  
事故の型別では、「転倒」が最も多く全体の26.4%を占め、60歳以上では全体の39.2%を占める。
- 2 第14次労働災害防止計画【資料2】
  - 令和4年比で死亡者数を9%以上減少、死傷者数を5%以上減少させる。
  - 高齢労働者の労働災害や転倒災害等の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進を重点として取り組む。
- 3 第14次労働災害防止計画の結果【資料3】

死亡者数は令和7年の目標値である11人以下となったが、死傷者数は令和7年の目標値である1,295人以下を達成できず、大きく超過した。

# 令和7年労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く

## 1 死亡災害発生状況

- ・ 労働災害による死亡者数は 10人 で、前年より1人増【資料1】。
- ・ 業種別では、製造業：2人（前年と同数）、建設業：2人（前年比1人減）、貨物取扱業：1人（前年比1人増）、農林業：1人（前年と同数）、畜産・水産業：1人（前年比1人増）、小売業：1人（前年比1人増）、その他の第三次産業：2人（前年比1人増）【資料1】。
- ・ 事故の型別では「おぼれ」が3人、「交通事故（道路）」が2人、「激突され」が2人、「火災」・「崩壊、倒壊」・「はさまれ、巻き込まれ」が各々1人。

## 2 死傷災害発生状況

- ・ 労働災害による死傷者数（休業4日以上）は 1,428人（前年比68人増）【資料1、グラフ4】。
- ・ 死傷者数1,428人のうち、60歳以上の高年齢労働者は 485人 で、前年より46人増加し、依然として全体の約1/3を占める【資料1、グラフ5】。
- ・ 高年齢労働者の労働災害を事故の型別にみると、「転倒」が最も多く、全体の39.2%（190人）を占め、次いで「墜落・転落」19.2%（93人）、「動作の反動・無理な動作」（腰痛）10.3%（50人）となっている【資料1、グラフ3、グラフ7】。
- ・ 業種別では、前年より大きく増加したのが製造業 321人（22人増）で、次いで運輸交通業 156人（10人増）、建設業 194人（8人増）となっている。  
製造業で最も多い事故の型は、「はさまれ・巻き込まれ」で 72人（22.4%）となっている。  
※その他の第三次産業は、小売業、社会福祉施設及び飲食店を除く第三次産業の合計（医療保健業、清掃・と畜業、卸売業、旅館業等）であり、死傷者数等が最も多いものの、それぞれで見ると増加が顕著な業種は認められない。
- ・ 事故の型別では、「転倒」が最も多く、377人（26.4%）で前年より32人増加しており、このうち第三次産業が 253人 と7割弱を占める【資料1、グラフ2、グラフ6】。

### <死傷者数の多い業種>【資料1、グラフ1】

- ① 製造業：321人（構成比22.5%）（前年比22人増・7.4%増）
- ② 小売業：203人（構成比14.2%）（前年比5人増・2.5%増）
- ③ 建設業：194人（構成比13.6%）（前年比8人増・4.3%増）

### <事故の型別>【資料1、グラフ6】

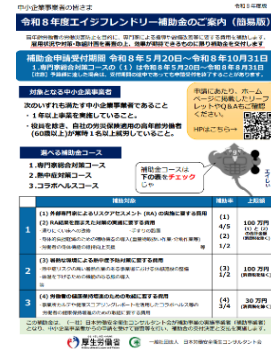
- ① 転倒：377人（構成比26.4%）（前年比32人増・9.3%増）
- ② 墜落・転落：252人（構成比17.6%）（前年比23人増・10.0%増）
- ③ 動作の反動・無理な動作：193人（構成比13.5%）（前年比29人増・17.7%増）

これらの状況を踏まえ、令和8年度において、山口労働局では、以下の取組を重点的に  
 行うこととします。

### 3 令和8年度山口労働局重点施策

#### ○高齢労働者の労働災害防止対策

令和8年4月1日から、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業の管理等に関する措置が事業者の努力義務となったことから、「高齢者の労働災害防止のための指針」の周知・指導を行うとともに、中小企業による高齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図ります。



エイジフレンドリー補助金

#### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

小売業や介護施設等で増加している転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害の防止に向け、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする「山口県 SAFE 協議会」の運営等により、それらの労働災害防止に向けた機運の醸成を図ります。



山口県 SAFE 協議会メンバーによる工場見学（他業種の好事例を見学）

#### ○業種別の労働災害防止対策

製造業では、機械災害防止のため、機械等製造時及び使用時のリスクアセスメントの確実な実施を促進します。陸上貨物運送事業については、「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・指導を行います。建設業については、墜落・転落災害防止のため、関係法令やガイドラインの周知・指導を行います。林業については、「チェーンソーによる伐採作業等の安全ガイドライン」に基づく適切な作業の徹底を図ります。



労働災害防止団体等連絡会議

#### ○個人事業者等に対する安全衛生対策

改正労働安全衛生法等により、令和7年5月から注文者が配慮すべき事項の明確化が図られ、令和8年4月からは建設業・造船業・製造業における元方事業者の統括管理の対象などに個人事業者等が追加されたことから、これらの履行確保のための周知に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。

# 令和7年労働災害発生状況

山口労働局

令和7年確定版

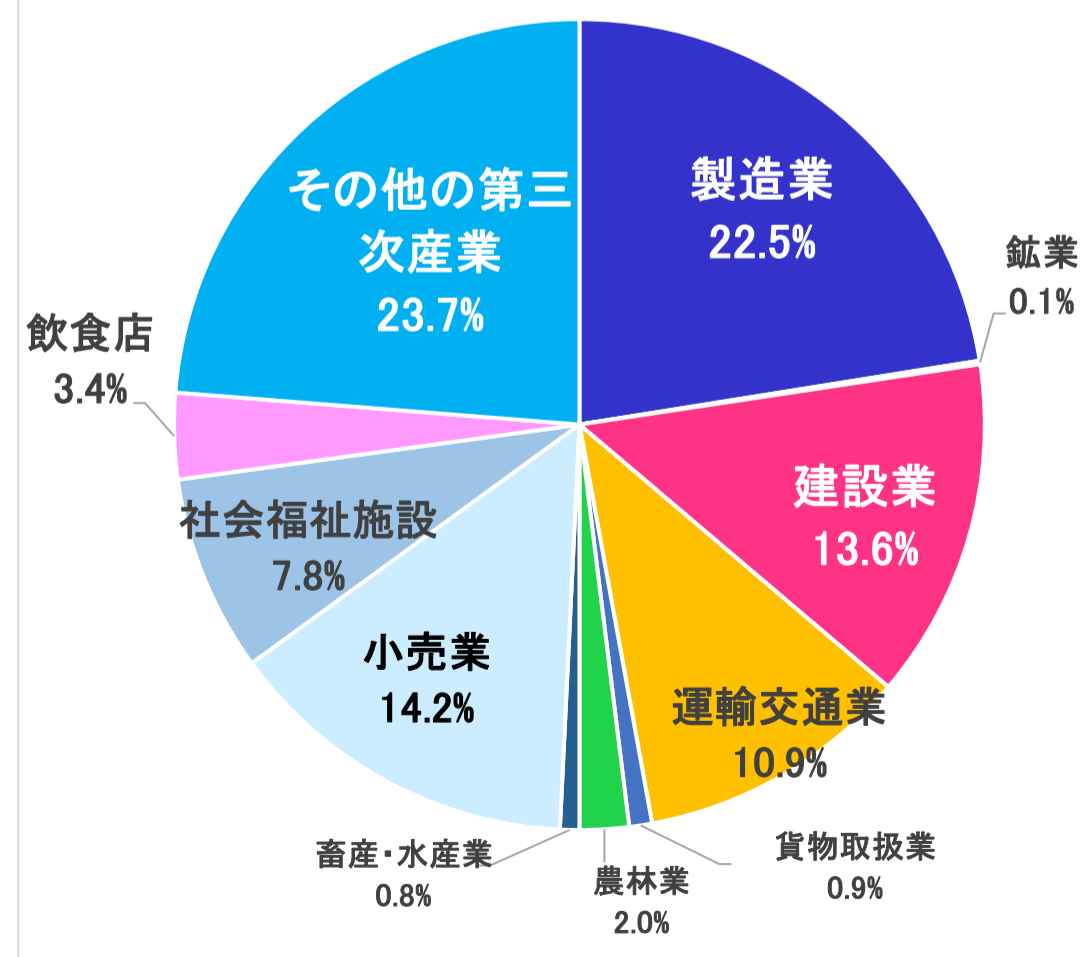
労働者死傷病報告による

業種	死亡 (前年同期値)	休業災害	合計	構成比※	対前年 増減数	増減率	うち転倒災害件数				うち高齢労働者(60歳以上)					
							死亡	休業災害	合計	構成比※	占有率	死亡	休業災害	合計	構成比※	占有率
全産業	10 (9)	1,418	1,428	100.0%	+68	+5.0%		377	377	100.0%	26.4%	5	480	485	100.0%	34.0%
製造業	2 (2)	319	321	22.5%	+22	+7.4%		68	68	18.0%	21.2%		82	82	16.9%	25.5%
鉱業		2	2	0.1%	±0	±0.0%										
建設業	2 (3)	192	194	13.6%	+8	+4.3%		19	19	5.0%	9.8%		54	54	11.1%	27.8%
運輸交通業	(1)	156	156	10.9%	+10	+6.8%		27	27	7.2%	17.3%		44	44	9.1%	28.2%
貨物取扱業	1	12	13	0.9%	+1	+8.3%		3	3	0.8%	23.1%	1	2	3	0.6%	23.1%
農林業	1 (1)	27	28	2.0%	±0	±0.0%		5	5	1.3%	17.9%	1	8	9	1.9%	32.1%
畜産・水産業	1	10	11	0.8%	-1	-8.3%		2	2	0.5%	18.2%	1	1	2	0.4%	18.2%
第三次産業	3 (2)	700	703	49.2%	+28	+4.1%		253	253	67.1%	36.0%	2	289	291	60.0%	41.4%
小売業	1	202	203	14.2%	+5	+2.5%		82	82	21.8%	40.4%	1	92	93	19.2%	45.8%
社会福祉施設	(1)	112	112	7.8%	+2	+1.8%		47	47	12.5%	42.0%		53	53	10.9%	47.3%
飲食店		49	49	3.4%	-3	-5.8%		20	20	5.3%	40.8%		13	13	2.7%	26.5%
その他の第三次産業	2 (1)	337	339	23.7%	+24	+7.6%		104	104	27.6%	30.7%	1	131	132	27.2%	38.9%

※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。

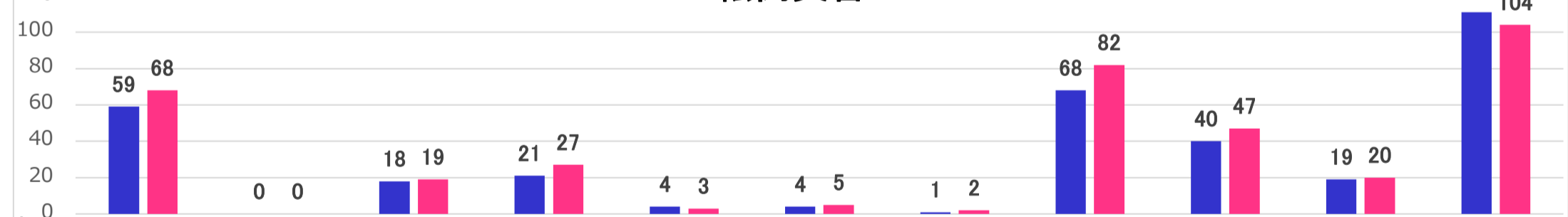
4

グラフ1 令和7年 業種別発生状況



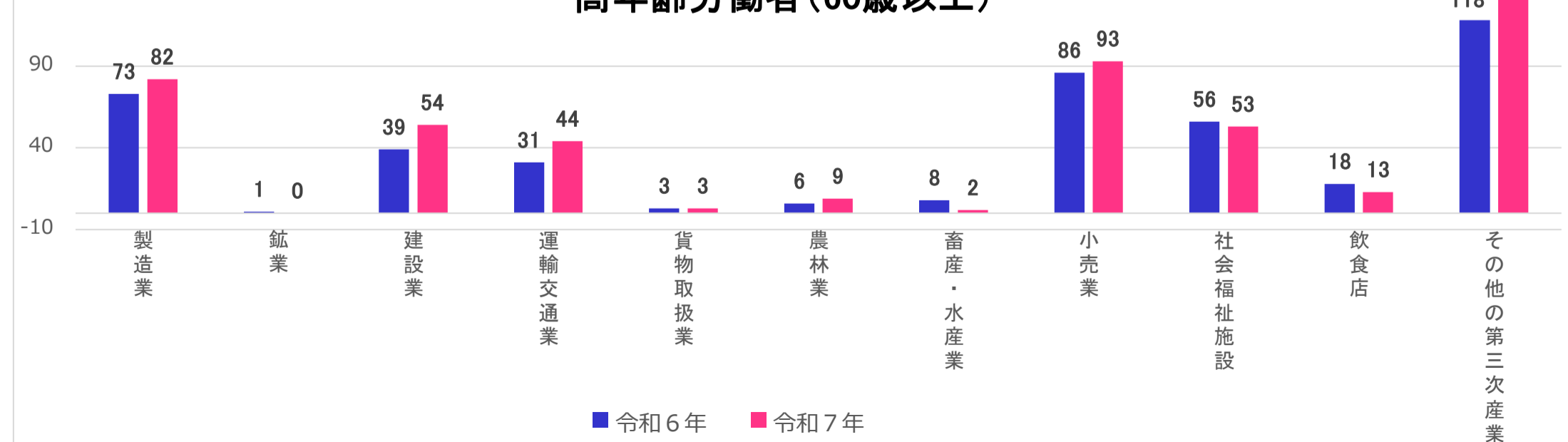
(人)

グラフ2 転倒災害

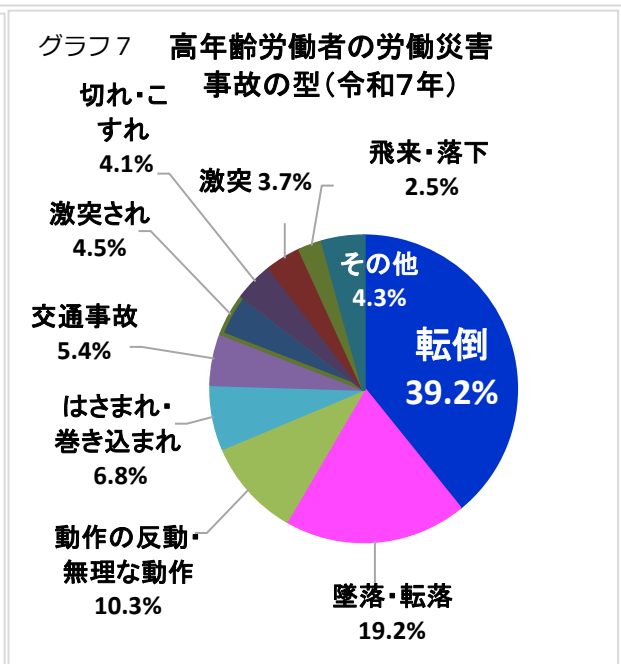
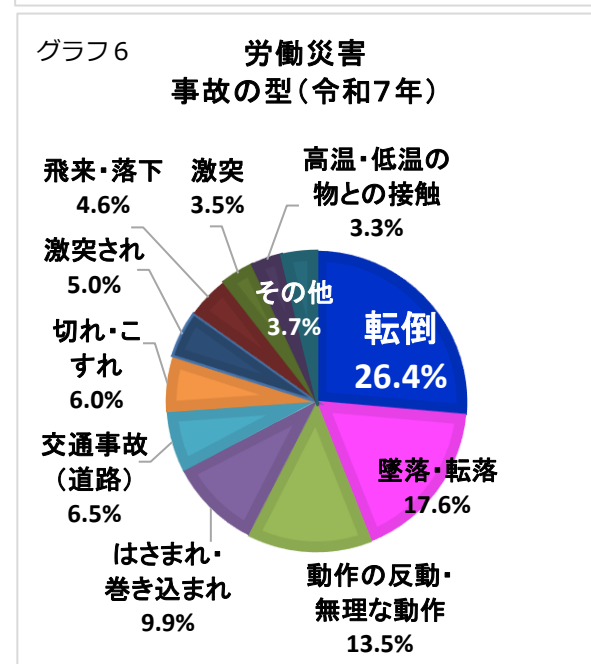
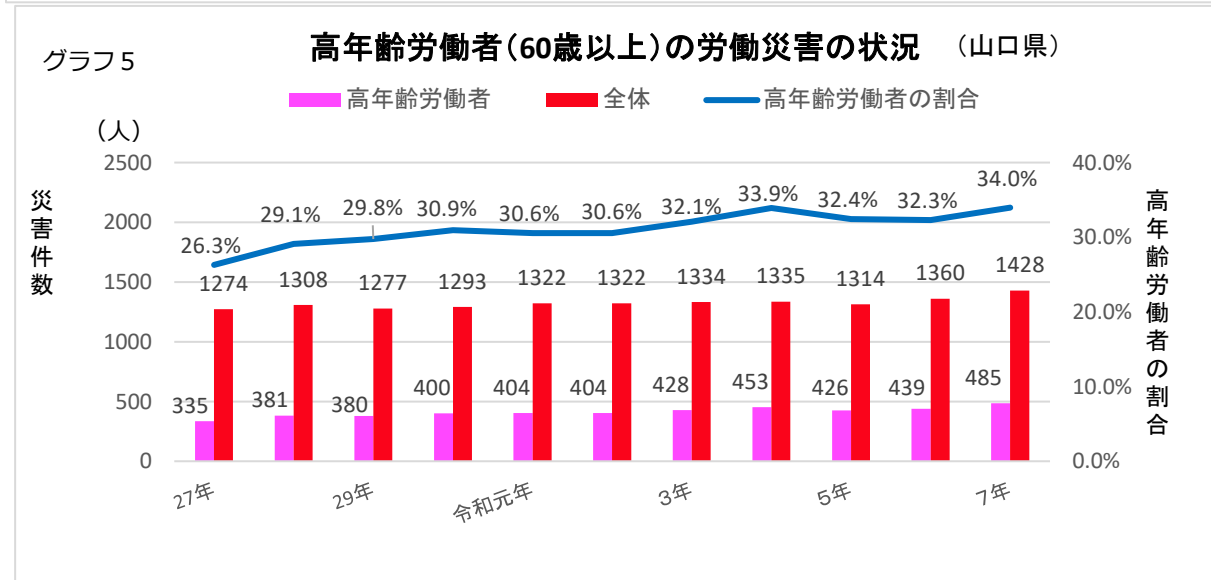
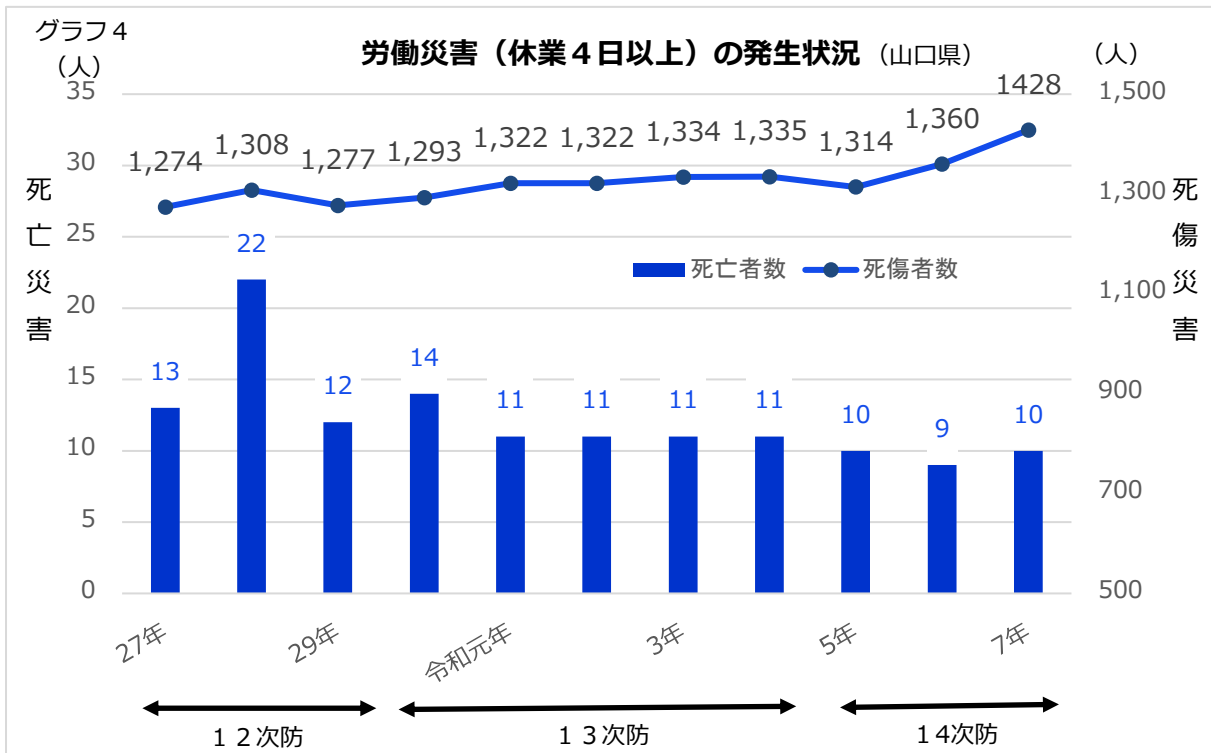


(人)

グラフ3 高齢労働者(60歳以上)



資料1



# 山口県における第14次労働災害防止計画（概要）

～ 第14次労働災害防止計画を策定し、死亡・死傷災害の減少を目指します～

- 重点事項ごとの具体的取組 計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

## 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備  
労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

## 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒防止・腰痛予防対策の取組推進

【転倒災害防止対策実施事業場割合 50%以上増】

介護作業等のノーリフトケア導入推進【導入割合増】

「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策の推進

骨密度、ロコモ（運動器症候群）度、視力等の転倒災害の発生につながるリスクの見える化に向けた情報収集

【アウトカム】 増加が見込まれる転倒の死傷年千人率 増加に歯止め  
転倒による平均休業見込日数 40日以下  
増加が見込まれる社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率の減少



## 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの取組50%以上】

【アウトカム】 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

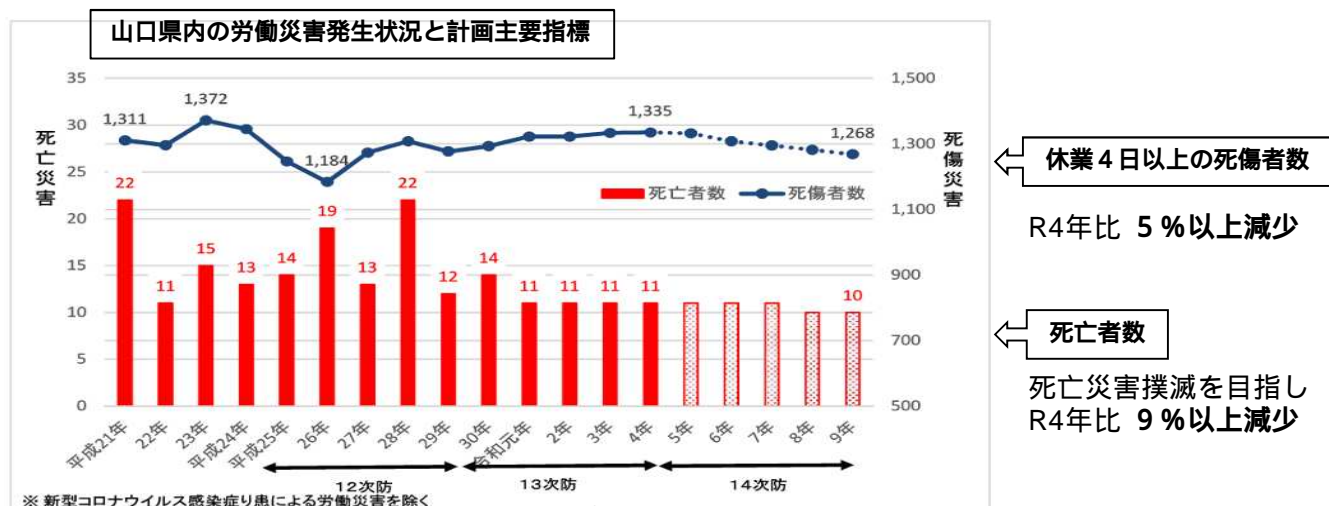


## 4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインの周知

副業・兼業を行う労働者について自身の健康管理を適切に行えるツールの活用促進

障害のある労働者について就業上の配慮の必要性の周知



## 5 個人事業者等の安全衛生対策推進

労働者でない個人事業者等の業務上災害の実態把握、自らによる安全衛生確保の措置、注文者等による保護の在り方に関して必要な対応について検討する。

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても労働者と同様の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正について周知

## 6 業種別の労働災害防止対策の推進

**陸上貨物運送事業対策**（墜落・転落災害、転倒災害を重点とし、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）

【実施事業場割合 45%以上】

**建設業対策**（墜落・転落災害防止のリスクアセスメントに基づく取組推進）

【実施事業場割合 85%以上】

**製造業対策**（はさまれ・巻き込まれ防止対策の取組の推進）

【実施事業場割合 60%以上】

**林業対策**（チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）

【実施事業場割合 50%以上】

[アウトカム]



陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少

建設業 死亡者数 25%以上減少

製造業 機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数 5%以上減少

林業 死亡災害を発生させない

## 7 労働者の健康確保対策の推進

**メンタルヘルス対策**（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）

【全事業場 対策に取り組む割合 80%以上】

【50人未満の事業場 ストレスチェック実施の割合 50%以上】

**過重労働対策**

- ・健康確保措置の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進【年休取得率70%以上】
- ・勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善【インターバル制度導入割合15%以上】

[アウトカム]



職業生活の悩み又はストレスのある労働者割合 50%未満

週労働時間60時間以上の雇用者割合 5%以下

## 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

**化学物質対策**（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 80%以上】

**石綿、粉じん対策**

- ・石綿事前調査の適切な実施
- ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）

**熱中症、騒音対策**【暑さ指数把握の事業場割合 増加】

- ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進

**電離放射線対策**（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



化学物質に係る災害 5%以上減少

熱中症による死亡災害を発生させない。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。



厚生労働省  
山口労働局

(2023.3)

## 第 14 次労働災害防止計画における目標の概要

(計画の期間：2023 年から 2027 年までの 5 か年)

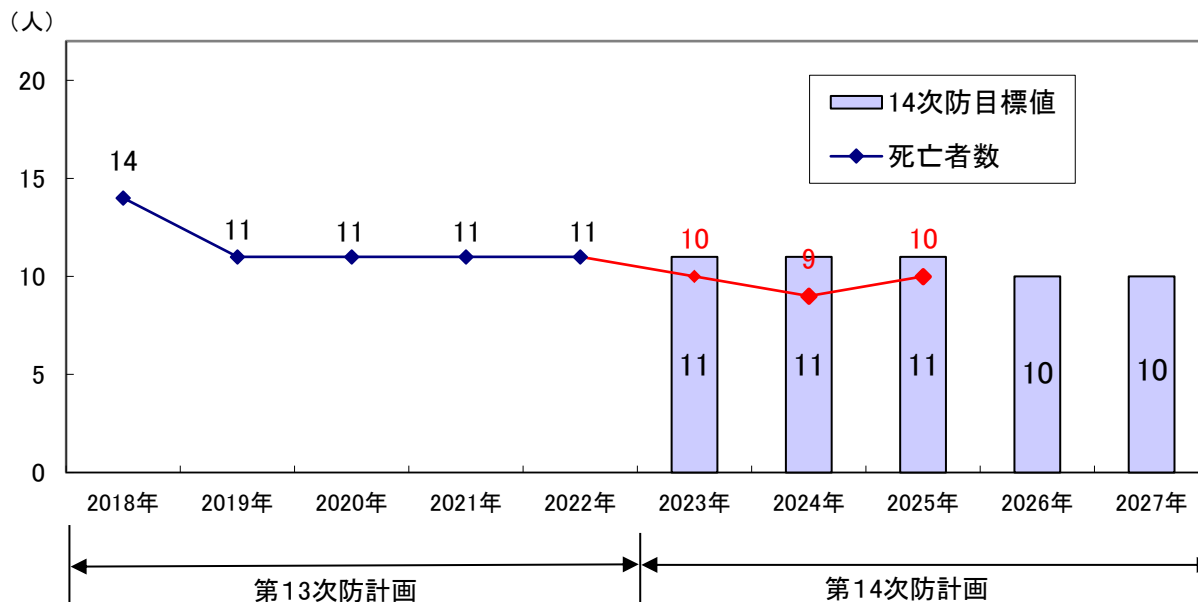
2025 (令和 7) 年 (確定値)

山口労働局

## 全体目標①

## 死亡災害について

2022 年と比較して、2027 年の死亡災害を 9%以上減少させること。  
(2027 年において 10 人以下とすること。)

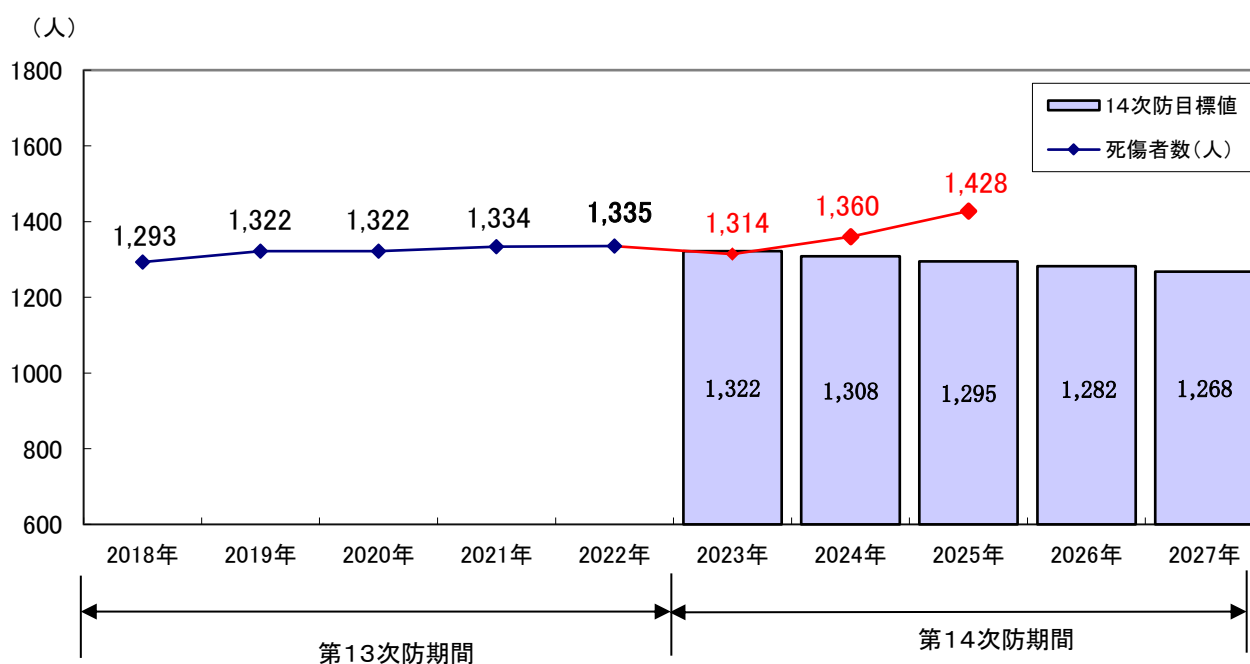


(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

## 全体目標②

## 死傷災害について

2022 年と比較して、2027 年の休業 4 日以上之死傷災害を 5%以上減少させること。  
(2027 年において 1,268 人以下にすること。)



(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)